

ご意見に対する市の考えかた

募集期間：令和 7 年(2025 年)6 月 2 日（月曜日）から 6 月 30 日（月曜日）まで

提出件数：47 件

条例の名称：箕面市路上喫煙禁止条例の一部改正

※ご意見は、原則として原文をそのまま公表しています。ただし、意見を提出されたかたが特定されたり、意見によって第三者の利益を侵害される恐れがあると判断した場合や、ご意見の趣旨を正確に表現するために必要であると判断した場合は修正を施しています。

	いただいたご意見	回答（市の考えかた）
1	喫煙者です。せめて喫煙所は設置してください。	・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。
2	箕面市の市条例改正案に賛成です。 人が集まる公共施設及び関連エリアは禁煙すべきです。これは時代の流れにもあっています。	・今後も市民等の安全及び健康的な生活の確保を目指します。
3	自転車等に乗車中も含むとありますが、車も含むべきだと思います。窓を開けて喫煙しながら運転している人がおり(その後路上にポイ捨て、なんてこともあるでしょう)、非常に迷惑に感じます。 また禁煙を掲げるお店が屋外に喫煙所を設け、敷地の外まで悪臭が漂っている、ということがしばしば見受けられます。このような事態を減らすため市内全域を禁煙にするべきだと思います。	・車内や私有地での喫煙については、禁止していません。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和 6 年(2024 年)3 月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。
4	箕面萱野駅、桜井駅、牧落駅周辺の新しく指定する部分については、同意。 箕面船場阪大前駅周辺、新船場西公園は指定しなくてよいと考えている。 周辺にはオフィスがあり、そこで働く人の休憩所にもなっている。 たばこを吸う人にとっても休憩できる場所が必要だと思う。 もし新船場西公園を指定するのであれば、その隣の公園東側道路、さらには国道 423 号の西側歩道も指定すべきである。 箕面駅周辺について、新みのおサンプラザ 1 号館周辺を追加するのであれば、みのお本通り商店街（ミスタードーナツ横まで）も追加すべきと考えている。 土日になると商店街は多くの観光客が通行し、箕面駅前と同程度の公共の場所と考えてよいほど人が通る。 道が狭く喫煙された場合に周囲への影響が大きいため、指定すべきである。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和 6 年(2024 年)3 月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・箕面船場阪大前駅周辺については、デッキと一体となる新船場西公園とともに国道 423 号の西側歩道範囲を禁止地区に追加します。 ・箕面駅周辺については、素案のとおり、箕面駅から（仮称）新みのおサンプラザへの道路を路上喫煙禁止地区とします。 ・禁止地区以外においても、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけることのないように周知啓発を行います。

5	店舗の敷地内等での喫煙については問題ないが、路上での歩きタバコが非常に多い。すれ違いざまのタバコの火によるトラブルや、副流煙の問題も無視できないのではないかと。喫煙者の権利もあるだろうが、マナーを守れない喫煙者による他者への迷惑や心配の元になるのであれば、市内全域の路上において全面的に禁止するべきだと思う。	・歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・禁止地区以外においても、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけることのないように周知啓発を行います。
6	今回の改正については是非進めていただければと思いますが、以下の2点について提言申し上げます。 (1) 路上喫煙禁止地区の拡大(公共性の高い建物周辺の道路等に対する適用) 素案で示されている新たに路上喫煙禁止地区として指定する範囲を見ると、駅によっては周辺に公共性の高い建物(例:箕面萱野駅南西のかやのこども園や萱野小学校がある地区や箕面船場阪大前駅北東の大阪大学箕面キャンパス周辺など)があるにもかかわらず、そうした建物周辺の道路等が路上喫煙禁止地区に含まれていない場合があります。 ただ、こうした建物は子どもや若者など中心として多くの市民等が恒常的に利用する建物であり、とりわけ子どもは副流煙などのタバコの健康被害から保護すべき対象であることから、駅周辺の公共性の高い建物周辺の道路等についても路上喫煙禁止地区に加えるべきだと考えます。 (2) 喫煙スペースの設置 素案の改正の概要で「指定範囲内に喫煙することができる場所を指定する予定はありません。」とされています。今回の改正については賛同いたしますが、一方で喫煙する権利も保護する必要があります。路上喫煙禁止地区が増やした場合に、憂慮することは喫煙できる場所が少なくなることから、喫煙者のなかで「当該地区以外であれば喫煙しても問題ない」と考え、当該地区の周辺の路上喫煙が禁止されていないエリアで路上喫煙するといった行動を取り、結果的に路上喫煙禁止地区での路上喫煙はなくなったとしてもその周辺での路上喫煙やタバコのポイ捨てなどの被害が増えるのではないかとということです。 本条例の趣旨である市民等の安全及び健康的な生活を確保し、また市街の景観を維持することを考えるのであれば、路上喫煙禁止地区だけでなく路上喫煙禁止地区内に喫煙できる場所(喫煙スペース)も設定する必要があると考えます。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・路上喫煙禁止地区外の路上喫煙については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。

7	意見： 駅周辺の路上喫煙禁止区域の拡大に賛成しますが、実効性を持たせるためには、「禁止」だけでなく、「喫煙者の行動を誘導する仕組み」の整備が不可欠です。具体的には、屋外型の清潔で安全な喫煙所を駅近に設置し、その存在をわかりやすく案内することを提案します。 理由： 禁止区域を拡大するだけでは、喫煙行為が見えにくい裏道や民家の近くに移動する「喫煙の地下化」を招くおそれがあります。それでは受動喫煙のリスクやポイ捨ての問題は解決されません。 実際、他自治体でも「喫煙所の併設」によって違反件数が大幅に減少した事例があります。箕面市でも同様に、マナーとルールが両立する“選ばれる街づくり”を目指していただきたいです。 また、適切な場所での喫煙を許容することは、喫煙者の権利を一方的に制限するのではなく、「共生の姿勢」を示すことにもつながります。 補足提案： ・新たな禁止区域には、外国人観光客も理解できるピクトグラム表示を。 ・喫煙所には空気清浄機能付きの設備導入を検討し、周囲への影響を最小化。 ・条例と合わせて、市民向けの啓発キャンペーンを同時展開。	・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・受動喫煙のリスクについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・周知啓発については、観光客や外国人にもわかりやすいポスター等を掲示するとともに、改めて、市民向けに広くお知らせします。
8	現行条例および一部改正案は非常に甘く、次のとおり、路上喫煙に非常に厳しい条例制定を提案いたします。(1) 箕面市全域の公共の場（道路、公園、山岳部等）における喫煙禁止、(2) 他人の敷地にタバコの有害物質を入れることの禁止、(3) 市内全域における公共の場（側溝、河川、公共の場に境界を接する私有地を含む）におけるタバコポイ捨て禁止、(4)違反したことが発覚した場合は（自動車スピード違反検挙と同様、防犯カメラによる発覚を含め）即罰金徴収に条例を改正すべきです。 特に、一部改正提案では禁止地区以外での喫煙やタバコポイ捨ての助長に繋がる懸念を払しょくできません。大阪市のような250万人を超える人口と居住者以外の流入出の多い商業都市ですら市全体の路上喫煙およびポイ捨て禁止に踏み切っていることからして、余りにも時代遅れに過ぎます。 後述のとおりあらゆる形態のタバコが非喫煙者にまで極度に有害と判明した現在、到底日本国憲法第25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にそぐわないと考えます。 タバコの有害性について、現在では 国連世界保健機関(WHO)はあらゆる形態のタバコの有害性、非喫煙者への健康被害を明確に主張し、毎年5月31日を世界禁煙デーと定めて、毎年テーマを決め、タバコ撲滅運動を行ってきています1)。日本医師会は、2024年版資料で「誰かのたばこの煙を吸い込むだけで喫煙者と同様のリスクがあります」と訴えています2)。また、新型たばこなら大丈夫は誤解で、受動喫煙リスクがあり、海外で	・今回の路上喫煙禁止地区の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・他人の敷地へのタバコの有害物質の流入については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・過料については、本条例では、観光客のような遠方から来られたかたに配慮し、指導を受けても路上喫煙を中止しない場合のみ徴収します。

	は新型たばこに対する規制も進んでいる（2022 年 12 月時点で 40 カ国が電子タバコ使用完全禁止、30 カ国以上が加熱式タバコの販売と輸入禁止）ことを明示しています 2）。 さらに、同資料は、日本の喫煙による経済的総損失はタバコ税収を上回る（2015 年度財務省たばこ税収 2 兆円に対し、たばこの害による総損失額は 2 兆 500 億円）ことも指摘しています 2）。 日本における成人喫煙率は 2023 年男性 25.6%、女性 6.9%、男女計 15.7%と国立がん研究センターが公表しています 3）。日本国民の 80%を超える非喫煙者の健康を害する政策をとり続けることはあってはなりません。 現箕面市長は「圧倒的な緑や住みやすさで箕面ブランドを確立し、住んでいて心から幸せだと感じられるワクワクするまちに。」をスローガンに掲げておられます。私は、会議資料に付着したタバコ有害物質にも喘息症状を起こすタバコアレルギーです。今は緑を守る努力、道路側溝掃除を行っています。掃除直後に平然と道路や側溝にタバコを捨てる輩は後を絶たず、堪えがたい失望を感じます。 路上喫煙禁止条例とともに、タバコによる失火で必死に守っている緑が失われることのないようタバコのポイ捨て全面禁止条例制定をお願いいたします。また、自宅の窓を開けて綺麗な空気を味わえる、住んでいて心から幸せな町に住み続けられるよう、他人の敷地に対するタバコの有害物質流入禁止条例を制定くださいますようお願いいたします。 参考資料 1) WHO：タバコの害、世界禁煙デー https://www.who.int/campaigns/world-no-tobacco-day 2) 日本医師会、タバコの害、喫煙による経済的損失 https://www.med.or.jp/forest/kinen/# 3) 国立がん研究センター、成人喫煙率 https://ganjoho.jp/reg_stat/statistics/stat/smoking/index.html	
9	サンプラザ 1 号館周辺を路上喫煙禁止区域に含め、萱野駅の南口付近から公園まで追加してくださったセンスは素晴らしいです。しかしながら、箕面駅前のサンプラザ 2 号館裏および線路沿いが除外なのはなぜか。子連れを呼び込みたいなら禁止区域を広げるべき。商店街は小さいお店が多いという理由もあり喫煙所も受けられないそうだが、市営駐車場含む一帯を禁煙にするのが理想です。喫煙者を排除したいのではなく、分煙を希望しているため、再考をお願いします。 また、啓発の表示が昔よりない様に感じます。看板の文字などは景観を損ねるので、歴史文化的にもダサくない啓発の表示や「ここらでもし吸ったらめっちゃ恥ずかしい」くらいな街のデザインにして欲しいです。	・ 今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和 6 年(2024 年) 3 月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・ 箕面駅前周辺については、箕面駅から（仮称）新みのおサンプラザへの動線となる道路を指定します。 ・ 分煙希望については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・ 一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。

		・周知啓発については、観光客や外国人にもわかりやすいポスター等を掲示するとともに、改めて、市民向けに広くお知らせします。
10	まずは驚きました。 路上喫煙禁止区域があまりにも限られていることに！ 「鉄道各駅周辺区域を」路上喫煙禁止地区に指定することを検討中 とのことですが、むしろ「市内全域を」路上喫煙禁止にすべきです。 歩きタバコによる「歩行者の危険」「受動喫煙の弊害」「吸い殻ポイ捨てによる美観の侵害と火災の危険」 ・・・路上喫煙の弊害は枚挙にいとまがありません。 実を言えば私自身も長年のヘビースモーカーではありますが（約15年前までは）、その長い間にも路上喫煙はしないで済みました。 私共は中央線沿いに住んでおり、近くには市役所・学校・飲食店がありますが、喫煙マナーの悪い人たちは、火のついたタバコを歩きながらプカプカ・・・すれ違いざまに相手の衣類を傷めたりヤケドを負わせたりの危険にもおかまいなし、子供たちには目の高さ！で、です。 挙句の果ては、ところかまわず道路や側溝にポイ捨てしています。 自宅では喫煙せず、近所の道路をウロウロして喫煙、煙をまき散らして吸い殻をポイ、そんな人も多く見かけます。 自宅前の道路・側溝を掃除すると必ずといっていいほど吸い殻が捨てられています。（タバコ以外のゴミもひどいものですが。） 箕面市のまちづくりについては「安全・安心でみんながいきいき暮らすまち」「環境共生のさがけ」「まちづくり条例による美観構成・維持」など、いろいろと謳われていますが、そこには「人の行動」が伴わなければなりません。 平気で路上喫煙・ポイ捨てをするような人をなくすることが必要です。 大阪市ではすでに条例により全面路上喫煙禁止となっています。 近隣市町でもまだまだ箕面市と同程度ようですが、これら市町に先駆けて箕面市内全域路上喫煙禁止としていただきたいと思います。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・受動喫煙の弊害等については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。

11	市全体の路上喫煙禁止が良いです。 歩きタバコをしている、タバコを持つ手が散歩しているペットに近くてとても危険です。 また、完全に消火されていないポイ捨てのタバコを踏んでしまった場合、ペットが火傷するの悲しいですし、火事も起きてほしくありません。 また、シンプルに、歩きタバコをしている人の周りにいるととても臭くて迷惑です。 自然が多く空気が美味しい箕面なのに、タバコの匂いががっかりしたくないです。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。
12	箕面船場阪大前駅周辺に居住しております。 新しい駅の開業により利便性が向上した一方で、駅周辺やホール利用者による喫煙マナーの悪化が深刻な問題となっています。 特に弁当店の角の歩道には喫煙者がたむろすることが多く、通行人への影響が顕著です。 小さな子どもを連れて通行する際、たばこの煙を避けることが難しく、やむを得ず車道側に迂回しなければならない場面もあります。喫煙による受動喫煙の問題に加え、車両通行量の増加により、歩行者の安全性も大きく損なわれています。 また、当該場所では店舗利用者に限らず、周辺の通行人も喫煙を行っており、周辺環境への悪影響が常態化しています。 駅前という公共性の高いエリアであり、特に子どもや高齢者を含む歩行者が多いことから、路上喫煙を禁止する条例の制定・強化を強く要望いたします。安全で安心なまちづくりのために、ぜひご検討をお願いいたします。	・喫煙マナーについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・大阪府子どもの受動喫煙防止条例においては、「府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」と規定しています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。
13	以前はヘビースモーカーでした。 元喫煙者としては、路上禁煙は全面禁止にして頂きたい反面、喫煙場所はしっかり用意してあげてほしいと思います。大阪市内には無料の喫煙室があります。市内路上全面禁煙で、且つオフィスビルも禁煙になっているので、必要な設備です。ビルの1階を喫煙室として開放されているようです。いくつかのビルと連携して、きちんとした喫煙室をたくさん用意してあげてください。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。

14	路上喫煙全面反対です。	・ 今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・ 市内全域において、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・ 一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
15	駅周辺だけでなく、スクールゾーンや保育園の近くも禁煙区域にして欲しいです。いまだに紙タバコを歩きながら吸う人や、電子タバコなら問題ないと思っていそうな人が多いと思います。 禁煙区域は厳しく取り締まって欲しいです。	・ 今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・ 歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・ 一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。 ・ 条例で規制の対象とする「たばこ」は、紙巻きたばこや加熱式たばこであり、電子たばこは規制の対象外となります。 これは健康増進法における「たばこ」の定義と同じであり、規制の対象となる「たばこ」について、より明確にするため条例に定義を追加します。 健康増進法における「たばこ」の定義は、「たばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品」であり、電子たばこは、この定義に含まれていません。
16	3月まで箕面に住んでおり、現在実家と職場が箕面にあります。 私は非喫煙者ですが、知人に喫煙者が多いです。 いつも思うのは、一層のこと喫煙ボックスなどを駅ごとに作ればいいのに……と思っています。 吸うところがない⇒歩きタバコや路上喫煙、自転車でも喫煙が増えていると思います。 現在日本全国で禁煙が推奨されていますが、実際喫煙者はまだまだ居ますし、吸わない者の意見もいいですが、喫煙者の意見も聞いてあげては……と思います。	・ 喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・ 歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。

	みのおキューズモールの喫煙所がいつもモクモクなのは他に喫煙所がないからかと思えます。	・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。 ・喫煙者、非喫煙者双方のご意見を広く聴くため、パブリックコメントを実施しました。
17	私はタバコは吸わないので煙やニオイにも敏感で嫌な気分にはなるが、禁煙がずいぶん整備された今、タバコを吸う人からしたら窮屈に感じているのではとも考える。キューズモールの中に設置している外にある喫煙エリアは私はとてもいい取り組みかなとも思っていて、喫煙する人にも優しいのかなとも思うが忘れて近い場所でスマホをいじっていたりお茶を飲んだりすると煙が来て「喫煙エリア近かったのね。」と少し残念な気持ちになる。 自分が近づいたので仕方ないのだが。 そこで市役所の床にあるそれぞれの部署に迷わずに行ける道の線がすごくわかりやすく、例えば黄色で喫煙エリア方面への道のりを示し、後〇〇メートルとか書き記していたら非喫煙者はこの道以外で進もう。とかのすみ分けが、できるのかなとも思う。 実現に向けては文字の書き方や色使いなどはもう少しブラッシュアップが必要だと思えます。 更に住みやすい箕面目指してこれからも頑張ってください。 スピード感ある市長を応援します。	・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・キューズモールの屋外喫煙所は、令和7年(2025年)8月1日以降、受動喫煙防止のため閉鎖されています。 ・周知啓発については、観光客や外国人にもわかりやすいポスター等を掲示するとともに、改めて、市民向けに広くお知らせします。
18	道路等に含まれている公園については、全てを路上喫煙禁止区域としていただきたいです。公園では、子ども達が多く遊んでいたり、乾燥した草木があったりと、受動喫煙やポイ捨ての誤飲、火災等のリスクが高いと考えます。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・受動喫煙等については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っています。
19	大阪市のように、路上喫煙は全エリアで禁止にしていきたいです。 他方、喫煙所の整備はその分必要です。 街全体の雰囲気作りにいい影響を与え、子育て世帯にとって、ますます住みたい街になると思えます。 ポイ捨てが多いのも気になります。。。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建

		設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。
20	私も タバコは大嫌い・町から消えて欲しいと思っています。 でも 日本では すこし前までタバコが推奨され、多くの税金が国や自治体に納められてきました。なんで喫煙者をこんなに急にいじめるのでしょうか？ 喫煙者は悪人でしょうか？パブリックオピニオンを求める前に 喫煙者に 意見を聞かないのでしょうか？ そうして彼らも納得できる 方法をまず考えましょうよ。 私は街中、商店街などでは 喫煙はOK 逆に公園・公共設備、住宅街でこそ 禁煙にすべきだと思います。よろしくご検討お願いします。 原田市長の FACEBOOK で見ました。同文回答しています。	・喫煙者、非喫煙者双方のご意見を広く聴くため、パブリックコメントを実施しました。 ・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・市内全域において、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。
21	市内全域を禁煙にして欲しいです。 一部施設内、ショッピングモール内、駅構内での分煙室だけで足りると思います。 車内からのポイ捨てはよく見かけます。 弊社前にもよくタバコのポイ捨てあります。いつか火事になりそうです。 本当に困ってます。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。
22	路上喫煙禁止に賛成です。駅周辺と公園、通学路を指定してほしいです。 自転車に乗りながらのタバコ、歩きタバコも多く見られるので、段階的にこの辺も禁止になっていけば嬉しいです。 通学路にもタバコのポイ捨てが多く、公園もタバコの吸殻は多く見られます。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・自転車に乗りながらのタバコや歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。

23	路上喫煙禁止地区について 学校周辺及び通学路上においては禁止にしてもいいと思います。 野球やサッカーチームが校門出てすぐのところで喫煙していたり、子どもが通学する横を歩きタバコしたり、 およそ子どもたちのためだとは思えません。 ご検討をお願いいたします。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・子どもが通学する横での喫煙については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・子どもへの影響については、大阪府子どもの受動喫煙防止条例において、「府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」と規定しています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
24	駅前＝“箕面の玄関”。タバコのおいが最初の印象でいいんですか？ 北大阪急行が延伸して、箕面がますます人を迎えるまちになった今、駅前駅前って、もう“通勤のための場所”じゃなくて、“箕面の第一印象”だと思うんです。 観光客、大学生、ベビーカーのお母さん、外国から来た人たち。駅いちばん最初に「箕面すごいな！」って感じてくれる場所が、駅前。 そこでタバコの煙がふわ～っと漂ってきたら、やっぱり、ちょっともったいない。 だからこそ提案したいのは、駅周辺に喫煙所を設けるのは必要だと思いますが、その際は次のような配慮が欠かせません： 空気の流れや人の動線を考慮した、煙が漏れにくく使いやすい空間設計 強力な吸引装置と高性能フィルターで煙を閉じ込める、技術的に優れた喫煙スペース 駅の風下に配置するなど、風向きを考慮した設計 駅前の地図とセットで喫煙所を表示（観光案内にも活用） 子どもや海外の方にも伝わる、ポップでやさしい注意サイン（※子どもには“未来のマナー”を育てる意味でも） これなら喫煙者の方にも配慮しつつ、駅前の印象を損なわない両立ができるはずです。 箕面は、山と滝があるだけじゃない。“空気がきれいなまち”というイメージそのものが、観光にも暮らしにも、未来の価値になると思っています。 「降りた瞬間、いい空気だな」って思える駅。そんな玄関口が増えたら、箕面の魅力はもっともっと広がります。 未来に残したい“空気”のために、一票を送ります。	・タバコの煙については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・周知啓発については、観光客や外国人にもわかりやすいポスター等を掲示するとともに、改めて、市民向けに広くお知らせします。
25	市内一円全面路上喫煙禁止にすべきです。子育て世界一を目指す市が、喫煙者がタバコを手を持って市街にいることに違和感を覚えます。健康増進のためにも子育て支援のためにも禁煙を推進してください。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。

		設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・路上喫煙については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・大阪府子どもの受動喫煙防止条例においては、「府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」と規定しています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
26	駅周辺ではなく、市内全域の路上、公共スペースの全面禁煙とすべき。歩きタバコの煙はとても迷惑です。吹田市は、市内全域での歩きタバコを禁止していると思います。吹田市でも出来るのですから、箕面市にもできるはず。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
27	市内全域を路上喫煙禁止禁止区域にすべき また、喫煙所は一切整備すべきでない。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・市内全域において、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。

28	阪急箕面線沿線駅前でご商売をされている方々からのご意見です。 現状でも、たばこの吸い殻のポイ捨てが非常に増えていて、駅前、店舗の前や側溝などに、毎日、掃除しても、朝になるとまた捨てられている。市や市が委託し掃除をしてくれるのか？ 駅に禁煙やポイ捨て禁止のビラや看板を置くだけでは防止はできないのでは？ 禁煙にするのは良いが、誰が見張って、注意をするのか？ 箕面駅に観光に来た外国人観光客が、禁煙のルールを守ってくれるとは到底思えない。 罰則を与えたり、警察が取り締まるのか？ たばこの灰皿やゴミ箱を駅前やある一定の間隔で設置する方が、吸い殻やゴミのポイ捨てを抑制できると考える。 たばこは国が禁止していないので、市として駅前など特定のエリアだけ禁止にするのは、いかがなものか？ 逆に駅前や繁華街のみ喫煙可能にして、灰皿やゴミ箱を設置する方が良いのでは？ 学校や福祉施設など、たばこの影響が高い場所だけ禁煙にして、駅やそれ公共施設では一部、喫煙可にして、決められた場所で喫煙してもらおう方が良いと思う。	・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・禁止地区で喫煙した場合、市職員から路上喫煙の中止の指導を受けたにもかかわらず、なお路上喫煙を行うときは、千円の過料を徴収します。 ・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・市内全域において、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。
29	タバコの条例が長期間変わっていない事に驚きました。明らかに時代についていきません。未だに他人の家の窓の下や、隣家への配慮なくベランダで煙草を吸う人がいます。(そういう方たちはだいたいの方が電子タバコを嫌ってるように思います)箕面市全域路上喫煙禁止にしてもらいたいです。特に171沿いなどは歩道も狭いので、すれ違う際には危なく感じますし、同じ方向に向かって歩いてる方がタバコをすっているとある程度の時間煙を吸うはめになります。今の子供たちからすると喫煙者は、爆音の暴走族、酔って絡んでくるおじさん等と同じように迷惑な人のようです。 喘息のある人なんかは深刻です。 特に、公園などは全面禁煙にしてください こどもたちが走り回り、たくさん空気を吸う中での喫煙などありません。 広い公園であっても、喫煙者は離れていてもタバコのにおいはわかります。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・タバコのおいについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、公園も含めた市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。
30	桜井駅前だけではなく、171沿いの桜井市場出入り口に設置してある灰皿を撤去していただき、ここも禁止区域にして欲しいです。阪急バスを待つ間、朝子どもの通学バスを待つときタバコの煙、匂いがとても不快です。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月、北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・タバコの煙、匂いについては、本条例及び箕面市まちの美化を

		推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
31	加熱式たばこを吸っている人をよく見かけますが、ちゃんと路上禁煙の対象にして欲しいです。 また、禁止地区を作るだけだと、禁止地区の周辺で吸う人が増えて、ポイ捨ても増えてしまいますので、周辺の店舗は非常に迷惑を被ります。市が喫煙所を作って、そこでの喫煙を誘導して欲しいと思います。	・条例で規制の対象とする「たばこ」は、紙巻きたばこや加熱式たばこであり、電子たばこは規制の対象外となります。 - これは健康増進法における「たばこ」の定義と同じであり、規制の対象となる「たばこ」について、より明確にするため条例に定義を追加します。 - 健康増進法における「たばこ」の定義は、「たばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品」であり、電子たばこは、この定義に含まれていません。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っています。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。
32	1. 指定地区の歩道のみが対象となっている部分があり、車道に出れば喫煙可能になっている。現状だと、路肩に駐車して喫煙することが可能となっており、そちらに対しても対策していただきたい。 2. 指定地区以外でも歩きたばこは禁止にしていきたい。立ち止まって喫煙する分には通り過ぎればいいが、前を歩かれるとずっと副流煙を吸うことになるため。 3. 電子タバコの扱いがあいまいです。電子タバコも含むと条例に明記していただきたい。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・車内での喫煙については、規制の対象外です。 ・歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。 ・条例で規制の対象とする「たばこ」は、紙巻きたばこや加熱式たばこであり、電子たばこは規制の対象外となります。 - これは健康増進法における「たばこ」の定義と同じであり、規制の対象となる「たばこ」について、より明確にするため条例に定義を追加します。

		健康増進法における「たばこ」の定義は、「たばこ事業法第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品」であり、電子たばこは、この定義に含まれていません。
33	(結論) 条例改正には反対します。 (質問) 今の条例を改正しないといけない根拠は何でしょうか？課題があるとして行政として何かしてきたのでしょうか？ 先に路上禁止エリアとした箕面駅ではどのようなことがおこっているのでしょうか？ (意見) 喫煙禁止とするなら、解決策として喫煙所を設けるべきです。 たばこは違法なものではありません。 息苦しい箕面市にしないで下さい。 様々な意見があると思いますが、たばこを吸わない方も吸う方も快適に暮らせる箕面市となるよう要望します。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。
34	路上喫煙の新たな禁止区域の指定には、条件付きで賛成です。 一方的に何かを禁止するのであれば、やっぱり何かを許してあげないと効果が薄いと思います。駅周辺を禁煙にするなら、喫煙できる場所を提供しないと、結局、禁止区域外での喫煙が増える(吸う場所が変わるだけ)となるのではないのでしょうか。マナーもばい捨ても良くならないと思います。喫煙できる場所を指定しないとのことですが、どのような検討がされ誰が決定したのですか？多様性が求められる今、臭いものに蓋をするかのようなやり方は、市にとってベストアンサーですか？たばこは、半分以上が税金で、市長やあなたの給料にも充てられるのではないですか？喫煙者も納税者ですよ。残念ながら皆がマナーの良い喫煙者ではないのも現実ですので、駅周辺を禁煙にするのであれば、ちゃんと吸える場所を整備する。当たり前のことができる箕面市であって欲しいです。	・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・喫煙マナーについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。
35	箕面萱野駅周辺(キューズモール)の道路で喫煙してる人よくいますが、通学する小学生や小さな子(赤ちゃん含む)もたくさん通る道なのでいつも気になっていました。車をとめて窓を開けてタバコ吸ってる人もいます。副流煙がこわいです。子どもが通る道は全部禁煙にしてほしいです。	・副流煙については、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・大阪府子どもの受動喫煙防止条例においては、「府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」と規定しています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。

		・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・禁止地区以外においても、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけることのないように周知啓発を行います。
36	キューズモールも禁煙になる地区として赤く塗られています。概要に道路等に限ると書いてありますが、キューズモールも禁煙になると困ります。仕事の合間の休憩時間に喫煙をすることでストレスを解放できるので、一方的に禁止しないでください。 道路だけが禁止なのであれば、他の駅と同じように、キューズモールは白くしておいてください。 また、ネットなどで大阪市は禁煙にするのと併せて、喫煙所もたくさん作っていると出ていました。 禁止する地区を作るのであれば、喫煙所も併せて作らないと、箕面市は喫煙者に対し差別的なやり方になると思います。 市民や市に来る人に対して、誰であっても強制のない対応をお願いします。	・箕面萱野駅周辺の路上喫煙禁止地区については、着色部分のうち道路等に限るため、キューズモール等の道路等ではない部分は対象外です。 - 路上喫煙禁止地区の指定を告示する際は、わかりやすい表示となるよう検討します。 - なお、キューズモール等の道路等ではない部分については、各施設管理者の指示に従ってください。 ・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。
37	本件、意見を述べさせていただきます。 路上喫煙禁止条例を改正するという事で期待しておりましたが、追加指定地区の範囲を確認し、残念に思います(禁止地区を拡大していただきたいです)。 本件については、『市民等の安全及び健康的な生活を確保することを目的』に、路上禁止区域を拡大するものと理解しております。 駅周辺の一部を喫煙禁止することで、目的は達成に近づけることはできるのでしょうか？ 私は、通勤で牧落駅を利用しておりますが、自宅(■■■■■)から牧落駅まで、タバコの吸い殻が約60本捨ててありました(5月某日)。 また、箕面小学校、箕面第一中学校、箕面高校の通学路になっていますが、児童・学生が通学しているにも関わらず、喫煙している方が、散見されます。 (児童・学生、喫煙しない通行人が、受動喫煙状態) 路上喫煙禁止区域について(提言等) 1. 案1 箕面市全域を路上喫煙禁止にする。 (大阪市の市内全域を喫煙禁止する条例を参考)。 2. 案2 公共の施設(市の施設、公園、駅の周辺等)、幼稚園・保育施設、小・中学校、高	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・ポイ捨てについては、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・店舗前の規制については、私有地での喫煙は規制していませんが、路上喫煙禁止地区である歩道等での喫煙は禁止していますので、中止の指導を行います。 ・市内全域において、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・子どもの受動喫煙については、大阪府子どもの受動喫煙防止条例において、「府民等は、子どもの周囲において受動喫煙をさせることのないよう努めなければならない。」と規定しています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っていきます。

	校の周辺（例えば、半径 2 km）・通学路は喫煙禁止地区にする。 3. その他 店舗の前で、喫煙する飲食店がありますが、規制できないでしょうか。 上記、案 1・2 について、路上喫煙禁止地区の検討をしていただきたいです。 子育て支援に力を入れている箕面市として、子供の受動喫煙軽減、また、吸い殻による火災防止の面からも、路上喫煙禁止地区拡大に取り組むべきと考えます。 健康増進法の一部を改正する法律も施行され、今後受動喫煙に対しては、今後も規制等厳しくなっていくと考えられます。箕面市が先んじて対応いただければ、今まで以上に誇れる箕面市になると考えております。 以前、別件で市役所に相談に行った際、親身になって対応いただき、感謝しております。今後の箕面市の取り組みに期待しております。	
38	箕面駅周辺、滝道などだけでなく市内での歩きタバコを全面禁止にしてほしい。コンビニ等に喫煙スペースがある箇所もあり、自宅で吸えば良いのでは。副流煙の害よりも 20 歳を越えた大人がニコチン依存で歩きタバコをしているのはダサい、格好悪いと思う。歩きタバコを注意したい気持ちもあるがトラブルに巻き込まれたくないので市の条例でルールを作してほしい。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和 6 年(2024 年) 3 月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・歩きタバコについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
39	路上喫煙禁止の指定範囲内に喫煙場所を指定する予定がないとのことですが、何処でたばこは吸えるのでしょうか？範囲外の路上で吸いなさいとの事でしょうか？ 市民の安心安全が目的であれば、喫煙者へのマナー啓発が第一だと思いますし、喫煙する方がマナーを守るためにも、喫煙所は作って欲しい。 指定範囲内には商業施設も含まれるので、たばこを吸わないお客様の為にも、喫煙する方が、マナーを守れる環境は作って欲しいと思います。 また、喫煙者を範囲外に追いやってもたばこのポイ捨てなどの問題は解決しません。	・喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・喫煙マナーについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・周知啓発については、観光客や外国人にもわかりやすいポスター等を掲示するとともに、改めて、市民向けに広くお知らせします。 ・路上喫煙禁止地区は、道路等（道路、広場、公園その他の公共の場所（屋内又はこれに準ずる環境にある場所を除く。））が対象

	憂慮します。 なお、私の提案自体は、以前に投稿したとおり、もっと厳しい規制措置であることに変わりはありません。	
44	単純に迷惑 身体によくないのだから 周りの方の迷惑にならないようにすべき。 室内でのタバコを吸える所が減っているのも 同じ意見のはず。 もっと言うならば運転中に窓をあけてのタバコもやめて欲しい。 窓を開けていたり、自転車やバイクを乗っていたら匂いが臭い。	・喫煙マナーについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
45	桜井駅の喫煙禁止区域を少し広げて欲しい。 喫煙禁止区間すぐそばのこの位置が、喫煙スペース状態になっています。 いろんな方が喫煙しているのを見ました。 そのうち1人は、箕面自由学園の見守りの方が注意しても禁止区域ではないと言い張っていたので、もどかしく思っています。 ここを含めた細い道を禁止にして頂いても良いくらいだと思います。 Google マッププラスコードは以下です。 ■■■■■■■■■■ 箕面市、大阪府	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者動線を考慮して設定しています。 ・ご指摘の箇所については、当初設定した道路の突き当たりまで延長します。 ・市内全域において、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例では、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。
46	ベッドタウンとして栄えてきた背景があり、それに伴ってファミリー層が多く在住している事から、全面禁止にしても良いと思います。 ただし、巡回等に関してはコストがかかる事を踏まえると、巡回に関してはそこまでコストをかける必要はないかと思う。 条例を制定する事で抑止力にもなる事はあるかと思うので、禁止の条例は必須かと思えます。 私は喫煙者ですが、ルールを守って喫煙をしている人もいる中、仮に1人2人がルールを守らなかった場合、喫煙者全員のモラルが問われる状態にあると思っています。 自戒の意味も込めて、ルールはあった方が良いかと言う結論です。	・今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和6年(2024年)3月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への動線を考慮して設定しています。 ・喫煙のルールについては、本条例及び箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域において、市民等に、路上喫煙により他人に被害を与えたり迷惑をかけないようにすること、歩行中に喫煙しないことを求めています。 ・一人ひとりが責任を持って行動していただくように啓発等を行っています。

47	改正の目的に、「令和 6 年（2024 年）3 月、北大阪急行線が延伸し、箕面船場阪大前駅と箕面萱野駅の 2 駅が新設されたことで、市内の人の往来は大きく変化しました。」と書かれていますが、桜井駅や牧落駅は特段変化はないですし、乗り降りする人もそれほど多くないので、禁止地区に加える必要はないと思います。 そもそも、今は箕面駅から大滝までを路上喫煙禁止にされていますが、まだまだ周辺でたばこの吸い殻やたばこを吸っている人を見かけます。まずはここでの課題解決を図ってから、他の駅に広げるべきだと考えます。この地区に喫煙できる場所を設けて、そこで喫煙者がまとまって吸い、吸い殻を捨ててもらえるようにすることで、課題解決ができると思います。まずは既存地区でしっかり実績を出してから、地区拡大を考えて頂きたいと考えています。 また、禁止地区で加熱式たばこを吸っている人も多く見かけます。加熱式たばこなら吸っていい、ということになれば、さらに課題解決は遠のくと思います。まだ、加熱式たばこも吸ってはいけないんだ、ということをしっかり広報して頂きたいと思います。	・ 今回の路上喫煙禁止地区の拡大範囲は、令和 6 年（2024 年）3 月に北大阪急行線が延伸し、市内の人の往来が大きく変化したことから、鉄道各駅周辺で、駅と駅周辺の公共施設や大型商業施設等への歩行者の動線を考慮して設定しています。 ・ 桜井駅と牧落駅においても、以前から路上喫煙やポイ捨ての相談が市に寄せられていたことから、今回駅周辺を禁止区域に設定するものです。 ・ たばこの吸い殻については、箕面市まちの美化を推進する条例で、市内全域で吸い殻等のポイ捨てを禁止しており、今後も引き続き啓発を行っていきます。 ・ 路上喫煙禁止地区での喫煙については、巡回等により路上喫煙を中止するよう指導します。 ・ 喫煙所の設置については、各駅周辺での設置場所の確保や、建設及び維持管理にかかるコストが課題となっており、路上喫煙禁止地区内で喫煙可能な場所を指定する予定はありません。 ・ 条例で規制の対象とする「たばこ」は、紙巻きたばこや加熱式たばこであり、電子たばこは規制の対象外となります。 これは健康増進法における「たばこ」の定義と同じであり、規制の対象となる「たばこ」について、より明確にするため条例に定義を追加します。 健康増進法における「たばこ」の定義は、「たばこ事業法第 2 条第 3 号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第 3 8 条第 2 項に規定する製造たばこ代用品」であり、電子たばこは、この定義に含まれていません。
----	--	---